

登園届(保護者記入)

社会福祉法人 さわらび福祉会

こども園(保育園・小規模保育施設)は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医師の診断に従い、登園届の提出をお願いいたします。なお、園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

該当疾患に○	病名	登園のめやす
	⑫インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過してから
	⑬新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること(無症状の感染者は検体採取日を0日目として、5日を経過すること)
	⑭溶連菌感染症	適性な抗菌薬治療開始後、24時間を経過し、発熱、発疹等の諸症状が回復していること。
	⑮マイコプラズマ肺炎	解熱し、激しいが咳が治まり、全身状態が良いこと
	⑯手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事が摂れること。(解熱後1日以上経過していること)
	⑰伝染性紅斑(りんご病)	全身状態の良いこと
	⑱ウイルス性胃腸炎(ノロ、ロタ、アデノウイルス等感染性胃腸炎)	嘔吐、下痢症状が24時間無く、普段の食事が摂れること。
	⑲ヘルパンギーナ	全身状態が良く普段の食事が摂れること。(解熱後1日以上経過していること)
	⑳RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	㉑带状疱疹	全ての発疹が痂皮化してから。
	㉒突発性発疹	解熱後1日以上経過し、全身状態が良いこと
	㉓伝染性膿痂疹(とびひ)	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度のものであること。
	㉔伝染性軟属腫(水いぼ)	医師が登園しても差し支えないと判断した時
	㉕アタマジラミ	駆除を開始していること
	その他伝染病()	

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より

園長/ルーム長殿

クラス

園児名

受診日 月 日

医療機関名 【 】において、

診断名 【 】と診断されましたが、

症状が回復し、集団生活に支障がない状態となりましたので登園いたします。

令和 年 月 日

保護者氏名